

広島県告示第五百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。
 令和六年五月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション FAMILY NURSE.	三原市宮浦三丁目一三番一五号	令和六年四月一日
訪問看護ステーション安芸通り	安芸郡府中町石井城二丁目一〇番二三号 PLUSBLD三〇一	令和六年二月一日
訪問看護ステーションはちみつ	豊田郡大崎上島町中野五五二二番地六	令和六年四月一日
クレール心療クリニック	三原市城町一丁目八番一号三原駅前ビル二階	令和六年五月一日
しまなみ皮ふ科	三原市円一町一丁目一番二―二号	令和六年五月一日
訪問看護ステーションいちよしの樹	尾道市向東町八六一四番地一	令和六年四月一日
藤野医院	庄原市東本町一丁目一番二―二号	令和六年四月一日
大竹中央クリニック	大竹市立戸二丁目五番二号	令和六年四月一日
となりのクリニック	東広島市西条町馬木四五八番地一	令和六年五月一日
久芳診療所	東広島市福富町久芳三七九七番地一	令和六年四月一日
訪問看護ステーションかはやき西条	東広島市西条町御菌宇五四八九番地六フイリア御菌宇五号室	令和六年三月一日
ウォンツ西条御条薬局	東広島市西条御条町五番二〇号	令和六年五月一日
すなお薬局	東広島市西条町馬木一五七六番地二	令和六年五月一日
いやさか腎クリニック	廿日市市阿品台四丁目一番二四号	令和六年四月一日

稲垣歯科医院	ウォンツ府中浜田薬局	なんば内科クリニック	津田医院
安芸郡海田町新町一八番地八	安芸郡府中町浜田二丁目一番三七号	安芸郡府中町本町二丁目五番一三号	安芸高田市美土里町本郷一七八一番地九
令和六年四月五日	令和六年五月一日	令和六年四月一日	令和六年五月一日